

災害時における水道施設等の応急措置の協力に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）とは、東京都地域防災計画及び東京都水道局震災応急対策計画に定める災害時における民間協力の一環として、給水装置及び配水管（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、甲のみでは水道施設等の応急措置を行うことが困難であるときは、乙に対して水道施設等の応急措置に係る協力を要請することができるものとする。この場合において、甲から協力の要請があったときは、乙は、甲に協力し、及び乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設等の応急措置とする。

（水道施設等の応急措置の実施）

第3条 乙は、甲の協力要請により水道施設等の応急措置を実施するときは、乙の組合員をして甲の指示により水道施設等の応急措置を行わせるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担するものとする。

（緊急連絡網の策定）

第5条 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を整備し、甲に提出するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めがない事項又は内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用期間）

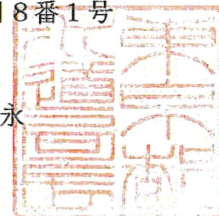
第9条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了1か月前までに甲乙いずれかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例による。



この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年12月16日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 公営企業管理者
東京都水道局長 吉田 永



東京都千代田区東神田一丁目15番2号
乙 協同組合東京都水道請負工事連絡会
代表理事 貝澤 二郎

